

市場ヲ買收又ハ利用スルト共ニ繭絲業者、蠶種販賣業者及其ノ團體ヲ活用シ

以テ失業ノ防止ニ留意スベシ

六 養蠶ノ違作ニ對シ之ガ救濟策トシテ
保険事業其他適當ナル施策ヲ講ズベシ
以上ノ附帶決議ヲ附シマシテ議決スベキ
モノト思ヒマス

○高橋委員長 附帶決議及ビ修正案、竝ニ

原案ニ付テ決ヲ採リマスガ、其ノ決ヲ採ル

前ニ一應當局ノ之ニ對スル御意見ヲ拜聽致

シタイト思ヒマス、只今農林次官ガ御出席

デアリマス、大臣ハ他ノ委員會ニ於テ離レ

ルコトガ出來ナイサウデアリマス、農林次

官ハ大臣ニ代リ政府ヲ代表シテ責任ノアル

御意見ヲ述ペラレルトノコトデアリマス、

此ノ場合農林次官ノ發言ヲ求メマス

○井野政府委員 只今ノ御修正ト附帶決議

ニ關シマシテ、農林大臣ハ他ノ委員會ニ出

テ居リマスノデ、私農林大臣ニ代リマシテ

政府ヲ代表シテ御答辯ヲ申上ゲタイト思ヒ

マス、第二十九條ノ修正ニ關シマシテハ、

貴族院ニ於テモ同様修正セラレマスル場合

ニハ、政府ニ於キマシテモ同意致シタイト

存ジマス、附帶決議ニ關シマシテハ、御越

旨ノ存スル所モ能ク了解出來マスノデ、本

法運用ニ際シマシテハ善處致ス積リデアリ

マス

○高橋委員長 是ニテ討論ハ終結致シマシ
タ、直チニ採決ニ入りマス

小山邦太郎君提出ノ第二十九條末項ニ一
項ヲ加ヘルト云フ修正案ニ賛成ノ諸君ノ起
立ヲ願ヒマス

除キタル部分ハ原案通り可決スルニ御異議
アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○高橋委員長 御異議ナシト認メテ可決ニ
決定致シマシタ——次ニ小山邦太郎君ノ提
出致シマシタル附帶決議ニ付テ採決ヲ致シ
マス、此ノ附帶決議ニ御異議アリマセヌカ

○高橋委員長 此ノ附帶決議ニ付テモ總員
賛成ト認ヌマス、故ニ斯クノ如ク決シマシ
タ(拍手)

此ノ法案ハ重大ナ法案デアリマスルガ、
委員ノ方々ハ専門ノ御連中ガ御捕ヒデアリ
マシテ、圓滿ニ議了出來マシタコトハ諸君
ノ御熱誠ノ然ラシムル所ト思ヒマス、我が
國蠶絲業ノ爲ニ、又國家ノ爲ニ祝賀ニ堪ヘ
マセヌ、各位連日ノ御精勵ニ對シテ、委員
長トシテハ深ク感激ニ堪ヘマセヌ、之ヲ以
テ散會致シマス

午後二時十分散會

○高橋委員長 起立總員、滿場一致ヲ以テ
修正ニ決定致シマシタ(拍手)——修正案ヲ

昭和十六年二月二十一日印刷

昭和十六年二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局